

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	小児慢性特定疾病医療費の給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木県は、小児慢性特定疾病医療費の給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

小児慢性特定疾病管理システムでは、内部による不正利用防止のため、利用者の限定、アクセス権限の設定、業務端末での記録媒体使用制限等の措置を講じることとしている。
小児慢性特定疾病管理システムの保守業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。

評価実施機関名

栃木県知事

公表日

令和7年9月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費の給付に関する事務
②事務の概要	・児童福祉法に基づき小児慢性特定疾病に罹患する児童の医療費の公費負担を行っている。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	小児慢性特定疾病管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病医療費ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表 8の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第1号、第6号から第9号まで、第13号、第14号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・情報照会の根拠 第2条の表13の項 第15条 ・情報提供の根拠 第2条の表42の項 第44条、表80の項 第82条、表125の項 第127条、表158の項 第160条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	栃木県保健福祉部健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁舎本館5階 栃木県保健福祉部健康増進課(028-623-3086)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館5階 栃木県保健福祉部健康増進課(028-623-3086)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	小児慢性特定疾病管理システムへのアクセスが可能な職員は、端末ログイン時の静脈認証とパスワードによる認証及びシステムログイン時のパスワード認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	健康増進課長 荒川 高志	健康増進課長 村上 幸男	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年5月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 9の項 ・情報提供の根拠 26の項、56の2の項、87の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第8条第1号から第5号まで ・情報 第19条第1号二、同条第2号から第5号まで、第44条第1号二、同条第2号から第5号まで ※番号法別表第二56の2の項に係る主務省令は未制定。	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 9の項 ・情報提供の根拠 26の項、87の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第8条第1号から第4号まで ・情報 第19条第1号二、同条第2号から第6号まで、第44条第1号二、同条第2号から第6号まで	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年5月9日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月22日時点	平成29年5月9日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年5月9日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月22日時点	平成29年5月9日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長 村上 幸男	課長	事後	評価書様式の変更に係る修正
令和2年5月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 9の項 ・情報提供の根拠 26の項、87の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第8条第1号から第4号まで ・情報 第19条第1号二、同条第2号から第6号まで、第44条第1号二、同条第2号から第6号まで	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 9の項 ・情報提供の根拠 26の項、56の2の項、87の項、120の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第8条第1号から第4号まで ・情報 第19条第1号二、同条第2号から第6号まで、第30条第2号、第44条第1号二、同条第2号から第6号まで、第59条の3第3号ロ	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年5月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年5月9日時点	令和2年5月12日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年5月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年5月9日時点	令和2年5月12日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 9の項 ・情報提供の根拠 26の項、56の2の項、87の項、120の項 略	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 9の項 ・情報提供の根拠 26の項、56の2の項、87の項 略	事後	評価書の見直しに係る修正
令和5年2月10日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月12日時点	令和4年3月31日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	小児慢性特定疾病管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	小児慢性特定疾病管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一 7の項 ○番号法別表第一で定める事務を定める命令 第7条第1号から第5号まで、同条第9号、同条第10号	○番号法第9条第1項 別表第一 7の項 ○番号法別表第一で定める事務を定める命令 第7条第1号、第3号から第6号まで、第11号	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 9の項 ・情報提供の根拠 26の項、56の2の項、87の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第8条第1号から第4号まで ・情報 第19条第1号二、同条第2号から第6号まで、第30条第2号、第44条第1号二、同条第2号から第6号まで、第59条の3第3号ロ	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 9の項 ・情報提供の根拠 26の項、56の2の項、87、120の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第8条 ・情報 第19条、第30条、第44条、第59条の3	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一 7の項 ○番号法別表第一で定める事務を定める命令 第7条第1号、第3号から第6号まで、第11号	○番号法第9条第1項 別表 8の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第1号、第6号から第9号まで、第13号、第14号	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 9の項 ・情報提供の根拠 26の項、56の2の項、87、120の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第8条 ・情報 第19条、第30条、第44条、第59条の3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令 ・情報照会の根拠 第2条の表13の項 第15条 ・情報提供の根拠 第2条の表42の項 第44条、表80の項 第82条、表125の項 第127条、表158の項 第160条	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年11月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	・児童福祉法に基づき小児慢性特定疾病に罹患する児童の医療費の公費負担を行っている。	・児童福祉法に基づき小児慢性特定疾病に罹患する児童の医療費の公費負担を行っている。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	PMH事業の実施に伴う修正
令和6年11月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	小児慢性特定疾病管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム	小児慢性特定疾病管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub (PMH)	事前	PMH事業の実施に伴う修正
令和6年11月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年11月26日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事前	PMH事業の実施に伴う修正
令和6年11月26日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である マイナナンバー利用事務におけるマイナナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナナンバー取得を徹底している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	IVリスク対策 1.1. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	十分である 小児慢性特定疾病管理システムへのアクセスが可能な職員は、端末ログイン時の静脈認証とパスワードによる認証及びシステムログイン時のパスワード認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	評価書の見直しに係る修正